

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

火薬類の販売営業許可

根拠条文

火薬類取締法第5条（販売営業の許可）※抜粋

火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

火薬類取締法第6条（欠格事由）

次の各号の一に該当する者には、第5条の許可を与えない。

- 一 第44条の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった後、3年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものであるもの

火薬類取締法第7条（許可の基準）※抜粋

経済産業大臣は、第5条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第5条の許可の申請については第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 三 販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 その他販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

審査基準

火薬類取締法第7条の当該性の判断は、次に掲げるとおり。

- 1 昭和36年3月6日付36軽第560号通商産業事務次官通知〔2〕
（1）第7条第3号関係による。
- 2 昭和50年2月28日付50立局128号通商産業省立地公害局長通知 IV 1
運用基準による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます。）

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	